

議員提出議案第 1 号

長門市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例

令和 7 年 12 月 19 日提出

提出者 長門市議会議員 重 村 法 弘

賛成者 長門市議会議員 綾 城 美 佳

賛成者 長門市議会議員 上 田 啓 二

賛成者 長門市議会議員 ひさなが 信也

長門市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正
する条例

長門市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 17 年長門市
条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則 (期末手当) 第 4 条 議員の期末手当は、給与条例の適用を受ける職員(給与条例第 20 条第 5 項、第 20 条の 2 及び第 20 条の 3 の規定の適用を受ける職員を除く。)の例により、支給する。ただし、同条例第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 126.25</u>」とあるのは、「<u>100 分の 175</u>」と、同条第 4 項中「職員が受けるべき給料_____及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に 100 分の 20 を超えない範囲内で議長が市長と協議して定める割合を乗じて得た額の合計額」と読み替えるものとする。</p>	<p>本則 (期末手当) 第 4 条 議員の期末手当は、給与条例の適用を受ける職員(給与条例第 20 条第 5 項、第 20 条の 2 及び第 20 条の 3 の規定の適用を受ける職員を除く。)の例により、支給する。ただし、同条例第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは、「<u>100 分の 167.5</u>」と、同条第 4 項中「職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員にあっては給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の合計額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に 100 分の 20 を超えない範囲内で議長が市長と協議して定める割合を乗じて得た額の合計額」と読み替えるものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の長門市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の長門市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。